

公園ふれあい事業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公園ふれあい事業の募集について必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 公園ふれあい事業の内容は、本市の公園及び緑地等（以下「公園等」という。）に付属する施設（以下「かたらいベンチ」という。）の寄附を受けることとする。

(設置する公園等)

第3条 かたらいベンチを設置する公園等は、手賀沼遊歩道、高野山桃山公園、天王台南公園、天王台西公園、柴崎台中央公園、つくし野4号公園、我孫子古墳公園、五本松公園、湖北台中央公園、湖北台4号公園、中峠亀田谷公園、气象台記念公園、南新木沖田公園、布佐南公園及び宮ノ森公園とする。

(かたらいベンチの仕様、規格及び価格)

第4条 かたらいベンチの仕様は、社団法人日本公園施設業協会の規定に基づき、S P L（SAFETY PRODUCT LIABILITYの略。一般製品の品質と安全性の保証を意味する）マークが貼付されている製品とし、規格及び価格は、次のとおりとする。

規格 幅120cm、奥行き73cm、高さ75cm

木材 ジャラ

価格 1基当たり100,000円（税込み）

(応募資格)

第5条 市内の公園等に愛着があり、本事業に賛同し寄附を希望する者であれば、市内外在住を問わない。ただし、公共の安全を脅かすおそれのある反社会的集団等からの寄附は、受付けしないものとする。

(寄附者名等の表示)

第6条 かたらいベンチの寄附者は、希望するところにより、かたらいベンチのプレート（横15cm、縦5.5cm）に、氏名及び簡易なメッセージを記載することができる。ただし、寄附者が次のいずれかに該当する場合又はメッセージの内容が商品を紹介するものその他公園等にふさわしくないもの場合は、プレートに氏名又はメッセージを記載することができない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第2項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接待業務受託営業に類する業種に該当する者
- (2) 日本標準産業分類における火葬業、墓地管理業、葬儀業及び宗教に類する業種に該当する者
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体
- (4) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦若しくは支持し、又は反対することを目的とする団体
- (5) 公共の安全を脅かすおそれのある反社会的集団等
- (6) その他事業の目的に照らして不適切と認められる者
（募集方法）

第7条 広報あびこ及び我孫子市ホームページに掲載する。

（申込方法）

第8条 寄附を希望する者は、我孫子市財務規則（昭和62年規則第9号）第215条の規定に基づき、寄附申出書（第116号様式）を市に提出するものとする。

（寄附の受納）

第9条 前条の寄附申出書に基づき、市の設置予定箇所と寄附者の設置希望箇所との調整を図り、受納を決定する。

2 市はベンチの設置が完了し、代金の入金を確認された後、寄附受入書を寄附者へ送付する。

（寄附金控除）

第10条 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条に規定する寄附金控除は、前条に規定する寄附受入書を以って寄附金控除の申告を行うものとする。

（設置工事、維持管理及び撤去工事）

第11条 かたらいベンチは、市の責任において設置し、設置後20年間は維持管理を行い、その後老朽化により利用が困難となった場合は撤去することができるものとする。また、市が必要と認めた場合は、寄附者へ通知の上移設することができるものとする。

附 則

この要領は、平成23年 7月 1日から施行する。